

## 第 4 号議案

府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会の設置等に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1府中市長の附属機関の表府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会の項中「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会」を「府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会」に、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を「府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」に改め、同表府中市行財政改革推進プラン検討協議会の項及び府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会の項を削り、同表に次のように加える。

府中市リサイクルプラザ整備等事業者選定委員会	府中市リサイクルプラザの整備等に係る設計、施工及び運営を行う民間事業者の選定に関する事項その他市長が必要と認める事項	7人以内	2年
------------------------	--	------	----

### 付 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の1府中市長の附属機関の表の改正規定（府中市行財政改革推進プラン検討協議会の項及び府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会の項を削る部分に限る。）及び次項の規定（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）別表第1の改正規定のうち同表行財政改革推進プラン検討協議会委員の項及び市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会委員の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正）

2 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員の項中「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会委員」を「総合計画重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会委員」に改め、同表行財政改革推進プラン検討協議会委員の項及び市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会委員の項を削り、同表住宅マスタープラン検討協議会委員の項の次に次のように加える。

リサイクルプラザ整備等 事業者選定委員会委員	日額 11,000円
---------------------------	------------